一　施行者の名称　秋田県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成六年建設省告示第二千四十九号秋田都市計画道路事業三・四・十四号川尻広面線
三　事業施行期間　自平成六年十月十八日至平成二十七年三月三十一日
四　事業地
　収用の部分　変更なし
　使用の部分　なし

○東北地方整備局告示第二十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年二月二十二日　東北地方整備局長　徳山日出男

一　施行者の名称　秋田県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成十六年東北地方整備局告示第七十六号秋田都市計画道路事業三・四・十一号新屋土崎線
三　事業施行期間　自平成十六年七月二十一日至平成二十七年三月三十一日
四　事業地
　収用の部分　変更なし
　使用の部分　なし

○近畿地方整備局告示第三十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年二月二十二日から二週間近畿地方整備局及び同局滋賀国道事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年二月二十二日　近畿地方整備局長　谷本　光司

㈠　道路の種類　一般国道
㈡　路線名　百六十一号
㈢　指定する道路の部分

区間	幅員	延長
大津市坂本三丁目字滋原一三三七番一一から同市唐崎四丁目字蟹川八七三番一一まで	九・八七～一一・八〇メートル	一・四八七キロメートル

㈣　指定する期日　平成二十五年二月二十二日

○近畿地方整備局告示第三十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年二月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年二月二十二日　近畿地方整備局長　谷本　光司

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
九号	京都市西京区桂乾町二二番三地先から同市西京区桂乾町六七番一まで	近畿地方整備局及び同局京都国道事務所

○四国地方整備局告示第十三号

エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号。以下「法」という。）第七十六条第一項の規定により、次の登録建築物調査機関を登録したので、同法第七十六条の十において準用する第五十条の規定により、次のとおり公示する。

平成二十五年二月二十二日　四国地方整備局長　川崎　正彦

一　登録建築物調査機関の名称
　社団法人高知県建設技術公社
二　住所
　高知県高知市塩田町八番一号
三　代表者氏名
　理事長　坂本　良一
四　登録年月日
　平成二十五年二月一日
五　登録建築物調査機関が建築物調査の業務を行う事務所の名称及び所在地
　社団法人高知県建設技術公社　高知県高知市塩田町八番一号

○四国地方整備局告示第十四号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から役員の氏名等の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十五年二月二十二日　四国地方整備局長　川崎　正彦

一　登録番号
　四国地方整備局長　4
二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称
　社団法人　高知県建設技術公社
三(1)　役員の氏名の変更

変更前	山本　学
変更後	野中　明和

(2)　変更年月日
　平成二十五年一月十八日
四(1)　評価員の氏名の変更

変更前	—
変更後	佃　俊宏

(2)　変更年月日
　平成二十五年一月十八日

○九州地方整備局告示第二十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年二月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年二月二十二日　九州地方整備局長　吉崎　収

㈠　道路の種類　一般国道
㈡　路線名　四百九十七号
㈢　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
長崎県北松浦郡佐々町沖田免字四ツ井樋前八五番四から同町沖田免字四ツ井樋前一〇〇番一まで	前	四〇・〇〇～三七・〇〇メートル	〇・二五二キロメートル
	後	三六・〇〇～三五・〇〇メートル	〇・二五二キロメートル

㈣　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局長崎河川国道事務所